

## 三重県関西事務所複合機賃貸借業務 入札公告にかかる質疑及び回答

### 【質問1】

「入札参加者及び落札候補者に求められる義務」において、落札候補者が提出する、消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）について、「納税証明書（その3の3 法人税と地方税及地方消費税）」でもよいか。

### 【回答1】

「納税証明書（その3の3 法人税と地方税及地方消費税）」の写しの提出、もしくは提示でも可能です。

### 【質問2】

三重県外の事業所にて契約行為を行う場合、『「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し』の提出は不要と判断して良いか。

### 【回答2】

契約行為を行う者が三重県外に本支店または営業所を有する事業者にあつては、当該書類の提出は不要です。